

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則
事業者設定基準届出書

北電経企経第3号
2023年7月21日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社
代表取締役社長執行役員 齋藤 晋

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則第2条第2項の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別 表)

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則	
別表第1 3. (2)	電気事業雑収益の特定需要部門, 一般需要部門または特定需要・一般需要外部門への配分基準
別表第1 3. (2)	事業税の特定需要部門, 一般需要部門または特定需要・一般需要外部門への配分基準
別表第1 4.	接続供給託送料について規定する基準に代わるものとして設定した基準
別表第1 5. (2) ②	一般管理費の5部門への配分基準
別表第1 5. (4)	非化石証書購入費及び非化石証書販売収益の送配電非関連費用への配分基準
別表第1 5. (5)	送配電非関連固定費用又は送配電非関連可変費用への配分基準
別表第1 5. (10)	一般販売費用の特定需要部門, 一般需要部門または特定需要・一般需要外部門への配分基準
別表第1 7.	法人税等の配分基準

電気事業雑収益の特定需要部門、一般需要部門または
特定需要・一般需要外部部門への配分基準
〔別表第1 3.(2) 関係〕

1. 別表第1 3.(2) に規定する基準

3. 2. により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。

(2) 次に掲げるものを、それぞれ、次の比率により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に配分することにより整理すること。

営業収益

電気事業営業収益

電気事業雑収益 料金収入比

2. 設定した基準

項 目	整 理 方 法
電気事業雑収益のうち電気・ガス価格激変緩和対策事業の補助金に相当する額	特定需要に係るものは特定需要部門に、非特定需要に係るものは一般需要部門に配分すること。
電気事業雑収益のうち再エネ特措法交付金（事業税相当額）に相当する額	特定需要・一般需要外部部門に配分すること。
上記以外の電気事業雑収益	料金収入比により、特定需要部門又は一般需要部門に配分すること。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

電気事業雑収益のうち電気・ガス価格激変緩和対策事業の補助金に相当する額は、特定需要部門または一般需要部門に、再エネ特措法交付金（事業税相当額）に相当する額は、特定需要・一般需要外部部門に整理されることが適当であるため、別表第1 3.(2)の基準によらず、特定需要部門、一般需要部門または特定需要・一般需要外部部門へ直接整理する上記基準を設定した。

事業税の特定需要部門，一般需要部門または
特定需要・一般需要外部部門への配分基準
〔 別表第1 3. (2) 関係 〕

1. 別表第1 3. (2) に規定する基準

3. 2. により各欄に整理された額を，次の方法により，各部門の欄に整理すること。

(2) 次に掲げるものを，それぞれ，次の比率により，特定需要部門及び一般需要部門の欄に配分することにより整理すること。

営業費用

電気事業営業費用

事業税 料金収入比

2. 設定した基準

項 目	配 分 基 準
事業税のうち電気事業雑収益に計上された再エネ特措法交付金に相当する額	特定需要・一般需要外部部門に配分すること。
上記以外の事業税	料金収入比により，特定需要部門又は一般需要部門に配分すること。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

事業税のうち再エネ特措法交付金に相当する額については，特定需要・一般需要外部部門に整理されることが適当であるため，別表第1 3. (2) の基準によらず，特定需要・一般需要外部部門へ直接整理する上記基準を設定した。

接続供給託送料について規定する基準に代わるものとして設定した基準
[別表第1 4. 関係]

1. 別表第1 4. に規定する基準

4. 2. により整理された接続供給託送料に係る額から、3. により整理された接続供給託送料を控除した額のうち、特定需要に係るものを特定需要部門の欄に、非特定需要に係るものを一般需要部門の欄に整理すること。

2. 設定した基準

接続供給託送料に係る額から、3. により整理された接続供給託送料を控除した額を、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

項 目		整 理 方 法
特定需要に係るもの		特定需要部門へ整理
非特定需要に係るもの		一般需要部門へ整理
特定需要および非特定需要に係るものを特定することが困難であるもの	下記以外	接続供給託送料を除く電気事業費用の合計額のうち特定需要に係る額の占める割合を特定需要部門へ、非特定需要に係る額の占める割合を一般需要部門に配分することにより整理
	近接性評価割引	発受電量比により、特定需要部門又は一般需要部門に配分することにより整理

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

接続供給託送料のうち、特定需要および非特定需要に係るものを特定することが困難であるものについて、適切な整理を行うための客観的かつ合理的な基準として、近接性評価割引は発受電量に応じて発生すること、その他は電気事業を営むための費用であり、それぞれの部門全体の費用と関連することを踏まえ、上記基準によることとした。

一般管理費の5部門への配分基準
[別表第1 5. (2)② 関係]

1. 別表第1 5. (2)②に規定する基準

5. 2. により各欄に整理された額のうち、3. 及び4. に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

(2) 一般管理費（(1)により整理されたものを含む。以下この(2)において同じ。）を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費及び販売費（以下「5部門」という。）に配分することにより整理すること。

② ①の整理により難い費用を、別表第3に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

<別表第3>

項 目	配 分 基 準	整理分類
賃借料	各部門業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）	活動帰属基準

2. 設定した基準

項 目	配 分 基 準	整理分類
賃 借 料	機械賃借料	直課された各部門人員数比
	上記以外の賃借料	各部門業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）
		〃

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

賃借料のうち機械賃借料については、設備等の利用に応じて発生する費用であり、当該設備を利用する人員数と相関があると考えられることから、別表第3に定める基準に比べ、費用の発生についてより関連がみられるものとして上記基準を設定した。

非化石証書購入費用及び非化石証書販売収益の送配電非関連費用への配分基準
[別表第1 5.(4) 関係]

1. 別表第1 5.(4)に規定する基準

5. 2. により各欄に整理された額のうち、3. 及び4. に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

(4) (1) から (3) までにより整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費、原子力発電費、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用を合計したもの（以下この(4)、(5)及び(10)において「送配電非関連費用」という。）とに整理すること。

この際、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。）、非化石証書購入費及び他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。）を、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。

2. 設定した基準

内 容
非化石証書購入費及び非化石証書販売収益については、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費及び原子力発電費への配分を行わず、送配電非関連費用に直接整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

他社購入電源費及び他社販売電源料のうち、2. に掲げるものについては、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して配分することが困難であることから、より適切な整理を行うため、上記の基準を設定した。

送配電非関連固定費用又は送配電非関連可変費用への配分基準
[別表第1 5.(5) 関係]

1. 別表第1 5.(5)に規定する基準

5. 2. により各欄に整理された額のうち、3. 及び4. に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

(5) (4) により整理された送配電非関連費用（販売需要家費用及び一般販売費用を除く。以下この(5)において同じ。）を、改正法附則第18条第1項若しくは第20条第1項による特定小売供給約款の認可、改正法附則第18条第3項の規定により同条第1項の認可を受けたとみなされる改正法第1条の規定による改正前の法第19条第1項若しくは第4項による旧供給約款の認可若しくは届出、又は旧法第19条第4項による特定小売供給約款の届出のうち当該事業年度末前の直近のもの（以下「直近の特定小売供給約款の認可等」という。）に当たり、小売料金算定規則第8条又は小売料金算定規則附則第2項の規定により廃止された一般電気事業供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第105号。以下「旧小売料金算定規則」という。）第8条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用（以下この(5)及び(6)において「送配電非関連固定費用」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用（以下この(5)及び(8)において「送配電非関連可変費用」という。）に配分することにより整理すること。ただし、これにより難いときは、小売料金算定規則第8条に規定された基準により整理すること。

この際、原子力廃止関連仮勘定償却費、他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。）、他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益を、送配電非関連固定費用に配分することにより整理すること。

2. 設定した基準

	配 分 基 準
給料手当（環境対策費を除く。）	送配電非関連固定費用に配分する。
給料手当振替額（貸方） （環境対策費を除く。）	〃
雑給（環境対策費を除く。）	〃
消耗品費（環境対策費を除く。）	送配電非関連固定費用と送配電非関連可変費用の割合が均等比率（1：1）となるように配分する。
修繕費（環境対策費を除く。）	送配電非関連固定費用に配分する。
委託費（環境対策費を除く。）	〃
養成費（環境対策費を除く。）	〃
諸費（環境対策費を除く。）	〃
非化石証書関連振替額	送配電非関連可変費用に配分する。
他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費，再エネ特措法交付金相当額を除く。）	契約実態に即して，電力量の多寡に応じて変動する料金は送配電非関連可変費用に，それ以外は送配電非関連固定費用に配分する。
建設分担関連費振替額（貸方） （環境対策費を除く。）	送配電非関連固定費用に配分する。
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方） （環境対策費を除く。）	〃
他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。）	契約実態に即して，電力量の多寡に応じて変動する料金は送配電非関連可変費用に，それ以外は送配電非関連固定費用に配分する。
非化石証書販売収益	送配電非関連可変費用に配分する。
電気事業財務費用（環境対策費を除く。）	送配電非関連固定費用に配分する。
電気事業財務費用（環境対策費に限る。）	送配電非関連可変費用に配分する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

送配電非関連費用について，別表1. 5（5）の規定により，送配電非関連固定費用又は送配電非関連可変費用に整理することとなっている営業費用等について，事業者設定基準により配分する必要がある。当該営業費用等の内容に応じて整理するための基準として明確にするため，上記の基準を設定した。

一般販売費用の特定需要部門，一般需要部門または
特定需要・一般需要外部部門への配分基準
[別表第1 5. (10) 関係]

1. 別表第1 5. (10) に規定する基準

(10) (3) により整理された一般販売費用に，次の割合を乗じて得た額を，それぞれ次の部門の欄に整理すること。

2. 設定した基準

(10) (3) により整理された一般販売費用に，次の割合を乗じて得た額を，それぞれ次の部門の欄に整理すること。ただし，一般販売費用のうち，電気利用効率化促進対策事業の参画によって受給する補助金と当該補助金に対応する付与ポイントの差であって事業者の負担に相当する普及開発関係費については，特定需要・一般需要外部部門に整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

一般販売費用のうち，電気利用効率化促進対策事業の参画によって受給する補助金と当該補助金に対応する付与ポイントの差であって事業者の負担に相当する普及開発関係費については，国の電気利用効率化促進対策事業を受けて実施した取り組みであるものの，当該国が支援した範囲を超えるものは，通常の電気料金には含まれないため，特定需要・一般需要外部部門に整理することが適当であることから，上記の基準を設定した。

法人税等の配分基準
[別表第1 7. 関係]

1. 別表第1 7. に規定する基準

7. 法人税等（法人税，地方法人税，法人税割及び法人税等調整額に限る。）を，6. により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうち各部門ごとの税引前当期純利益の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。

2. 設定した基準

法人税等の配分については，各部門に整理された税引前当期純利益または税引前当期純損失の合計額のうち各部門ごとの税引前当期純利益または税引前当期純損失の占める割合により行うものとする。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

各部門に整理された税引前当期純利益または税引前当期純損失の状況を踏まえた，より適切な整理を行うため，上記基準を設定した。